

進めよう 再開発！

第14号

ともにつくりよう市川駅南口のまち

再開発事務所を移転します

8月30日から、新田5丁目へ

現在の再開発事務所は、権利者の皆さんの仮設店舗用地とするために8月30日(月)から下記の場所に移転し、業務を行います。

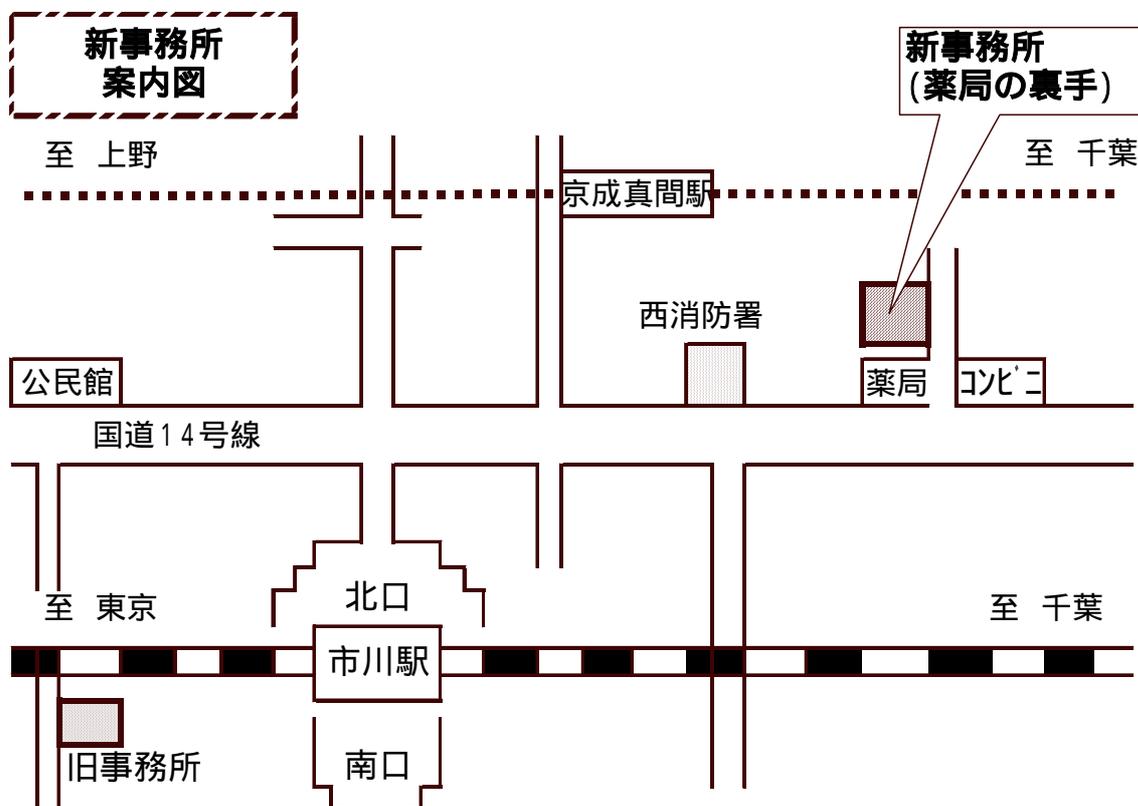
なお、電話番号とFAX番号は変更ありません。

移転先住所 〒272 0035 市川市新田5丁目6番23号

電話番号 047-324-0088 047-322-6825

FAX 047-322-8388

新事務所には駐車場がありません。車での来所はご遠慮ください。



建物の取り壊しと整地は今年度中を予定

権利変換計画の認可後、権利者の皆様とは土地の明け渡しに伴う通常損失補償（97条補償）に関する協議をさせていただき、協議が整った方とは補償契約を締結するとともに、同契約において、本年10月末日（仮設店舗予定地及び再開発ビルの建築敷地に在する土地について）または、来年2月末日（仮設店舗への入居予定者について）を明け渡しの期限とする旨を約定し、併せて当該明け渡し請求に関する通知（行政処分）を送付等させていただいております。

また、97条補償についての協議が未了の権利者の方につきましては、交渉の熟度等、個々の事情を斟酌の上、本年6月ごろから土地の明け渡し請求に関する通知を補償契約に先行して送付させていただいております。

施行者といたしましては、今後、当事業の補償基準に基づく適正な補償を前提として、代替地の斡旋、従後ビル等における経営相談その他、権利者の皆様の個別的な要望・事情に応じた情報提供等の支援措置を講じながら、97条補償協議を整えるべく、補償協議を精力的に行ってまいりますので何卒ご協力をお願いいたします。

生活再建へ、短期間営業の仮店舗を提供します

権利変換をする事業者の方で、工事期間中の仮設店舗営業ではなく、在庫整理などの短期間営業を希望する方がいらっしゃいましたら、お申し出ください。

生活再建の一つとして、希望状況に応じて市仮設店舗1棟（旧メトロビル）の空店舗を提供します。

短期営業を希望する方は、9月15日までに再開発事務所へご連絡ください。

土地の登記が完了しました

当再開発事業区域内の土地は、平成16年2月20日の権利変換期日をもって権利変換計画に定められている新たな所有者のものとなりました。そこで都市再開発法第90条の規定に基づき、施設建築敷地の共有持分に対する登記を申請し、登記が完了しました。この登記には（イ）施設建築敷地の共有持分（ロ）イの上に移行する担保権等が含まれます。

登記完了に伴い、法務局から登記済証（権利証）が発行されていますので、皆様にお届けする予定です。

登記済証は、権利変換後の土地に関する権利について必要な登記を行う際、申請書に添付することが必要とされていますので、大切に保管してください。

発行日 平成16年8月25日

発行者 市川市

編集者 市川駅南口再開発事務所

電話 047-324 0088

ホームページ <http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>